

多摩川緑地内軟式野球場における 優先利用に関する手引き

令和6年10月

川崎市

目 次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	施設概要について・・・・・・・・・・	1 ページ
3	上丸子天神町第3球場での硬式球利用について・・	1 ページ
4	優先利用枠の対象について・・・・・・・・	2 ページ
5	委員会への加入について・・・・・・・・	2 ページ
6	チーム情報の変更について・・・・・・・・	2 ページ
7	利用調整会議について・・・・・・・・	3 ページ
8	利用調整会議後のキャンセル・付け替えについて・	3 ページ
9	利用手続き・利用料金の支払いについて・・・・	4 ページ
10	禁止事項について・・・・・・・・・・	4 ページ
11	禁止事項内「特段の理由」について・・・・	5 ページ
12	その他の留意事項・・・・・・・・・・	6 ページ

1 目的

多摩川緑地内軟式野球場における優先利用に関する要綱（以下「要綱」という。）及び本手引きは、管理者不在の多摩川緑地内軟式野球場について、未利用等の不適切な利用を防止するため、活動実態のあるチームが委員会へ加入し、対面により利用調整を行う抽選会について定めたものであり、要綱及び本手引きに基づき、球場利用が行われ、公平な利用調整と適切な施設利用が図られることを目的としています。

2 施設概要について

（１）名称：①上平間球場

②上丸子天神町第１球場

③上丸子天神町第２球場

④上丸子天神町第３球場

⑤二子第１球場

⑥二子第２球場

⑦宇奈根第１球場

⑧宇奈根第２球場

（２）供用期間及び供用時間：

４月１日から１０月３１日まで（午前６時から午後６時まで）

１１月１日から翌年３月３１日まで（午前８時から午後４時まで）

（下記表参照）

供用期間	供用時間	備考
４月１日から１０月３１日まで	６：００～８：００	・１０月１日から１０月３１日における１６時から１８時までの利用枠は無料となります。
	８：００～１０：００	
	１０：００～１２：００	
	１２：００～１４：００	
	１４：００～１６：００	
	１６：００～１８：００	
１１月１日から翌年３月３１日まで	８：００～１０：００	
	１０：００～１２：００	
	１２：００～１４：００	
	１４：００～１６：００	

（３）使用料　：５００円／２時間以内（川崎市都市公園条例施行規則より）
（１０月における１６時から１８時までの利用枠は無料）

3 上丸子天神町第3球場での硬式球利用について

要綱の手続きにより、上丸子天神町第3球場を利用する場合は、飛球方向が予測できる利用方法（キャッチボール・ティーバッティング・ノック）で硬式球を利用して構いません。硬式球を利用した場合には、利用日の3日後までに当課へ下記の内容でメールを送付してください。

(1) 件名

硬式球の利用について

(2) 本文（例）

（日付）の（時間）にて上丸子天神町第3球場で硬式球を利用しました。

4 優先利用枠の対象について

優先利用枠の対象は、原則、次の各号を除く土日祝日の利用枠とする。

(1) 市が主催、共催、後援する行事等により利用する時間帯に係る利用枠

（例：市民スポーツ室主催の日程調整会議で利用調整された利用枠や各スポーツ大会、花火大会に係る利用枠）

(2) 1 球場 1 か月あたり、2 日相当分の一般利用枠（加入チーム数や時期などにより増減させる場合があります。）

5 委員会への加入について

利用調整委員会（以下「委員会」という。）への加入を希望するチームは加入申請書及びその他資料をみどりの管理課へ提出する必要があります。その後、みどりの管理課とチームの代表者で面談を行います。面談では、面談者の本人確認及びチームの活動実態を確認する質問をさせていただきます。面談が終わりましたら、頂いた申請情報等から審査を行い、審査結果を通知させていただきます。

委員会へ加入するには次の条件を満たす必要があります。

- (1) チームの代表者が川崎市在住であること。
 - (2) メンバーの過半数が川崎市在住であること。
 - (3) チーム名が外部の大会やリーグに参加する際に対外的に使用するチーム名であること。
 - (4) 申請書の記載内容及び面談内容が申請日時点で虚偽が無いこと。

また、当課での審査では条件（4）を満たしているか確認するため、チームのメンバーへ電話によるヒアリングを行います。

6 チーム情報の変更について

チーム情報の変更があった場合は、市へチーム情報変更申請書を提出する必要があります。なお、変更申請は1年度に1度までになり、チーム名若しくは、代表者の変更がある場合には、市と変更後のチーム代表者による面談を再度行う必要があります。

7 抽選会について

(1) 内容

委員会では優先利用枠の調整を行うため、3か月に1度、対面による抽選会を行います。開催月等については、下記の表の通り行います。

抽選会の開催月	調整の対象となる月	新規参加チーム締切
2月	4月・5月・6月	1月末日までに通知
5月	7月・8月・9月	4月末日までに通知
8月	10月・11月・12月	7月末日までに通知
11月	1月・2月・3月	10月末日までに通知

抽選会ではくじ引きにて、対象球場の利用調整を行います。開催日や場所、利用調整方法については、当課から各チームへメールにて周知させていただきます。

(2) 利用調整エリア分けについて

抽選会は下記のエリアごとに行います。

利用を希望するエリアを加入面談時にヒアリングします。なお、加入後にエリアを変更したい場合は表内「新規参加チーム締切」までにメールで当課へ送付してください。

①上平間・天神エリア

上平間球場・上丸子天神町第1・2・3球場の全4球場

②二子・宇奈根エリア

二子第1・2球場・宇奈根第1・2球場の全4球場

8 抽選会後のキャンセル・付け替えについて

抽選会で予約した利用枠については、利用できない場合等にキャンセル及び他の当委員会へ加入するチームと付け替えを行うことができます。なお、付け替えを行うことができるチームは当該期間に関わる対象エリアの抽選会に参加したチームのみです。（エリアを跨いでの付け替えは認められません。）

そうした場合は利用日の7日前、開庁日の午後3時までにメールで当課へ報告してください。

9 利用手続き・利用料金の支払いについて

抽選会にて予約した利用枠を利用するには、有料施設利用承認申請若しくはふれあいネットによる手続きが必要です。

下記の(1)・(2)どちらを選択するか当課で把握するため、委員会への加入後に申入書を提出してもらいます。

(1) ふれあいネットによる手続き

ふれあいネットにより、手続きを行う場合は、利用前の手続きは不要です。

利用日の3日後以降にふれあいネットへ利用状況を入力しますので、天候等の要件により、球場を利用しなかった場合につきましては、利用日の3日後までに当課へ下記の内容でメールにてご報告ください。

①件名

(球場名)の利用について

②本文(例)

(日付)について、(理由)により、球場を利用しませんでした。

(2) 有料施設利用承認申請・利用報告による手続き

ふれあいネットの番号が無い場合もしくは、リーグ等の運営面からいくつかのチームの申請を代行する場合は、利用月前月の20日までに利用調整委員会名義で利用計画書を添付し、有料施設利用承認申請書を提出する必要があります。

利用後には、利用月翌月10日までに利用実績報告書を提出してください。利用実績報告書に応じ、当課からチーム代表者若しくは申請を代行する代表者宛に納入通知書を発行しますので、その納入通知書をもって、利用料金を支払ってください。

10 禁止事項について

当委員会では適正な利用のため、禁止事項を設けております。禁止事項への抵触が疑われるチームには弁明機会の通知書を送付します。

その後、弁明が無かった場合、弁明が認められなかった場合は一定期間の抽選会への参加と球場利用の制限を行います。

制限により、利用できなくなった予約枠については、一般利用枠とします。禁止事項は次の通りです。

(1) 次回(実質3か月分)の抽選会への参加不可

①利用日7日前午後3時までに市へキャンセルの連絡を行わず、かつ特段の理由もなく、利用枠を使用しなかった場合

②利用調整会議に参加し、枠を確保した3か月において、チーム所属メンバーがふれあいネットによる本要綱の対象球場の利用枠抽選に参加した場

合

- ③抽選会の対象となる期間（3か月）の内に当初予約した枠の総数より利用した枠の総数が2回以上少なかった場合
 - ④上丸子天神町第3球場で硬式球を規定外の利用方法で利用した場合
 - ⑤上丸子天神町第3球場で硬式球を利用し、利用日から3日後までに市へ報告しなかった場合
- （2）4回（実質1年分）の抽選会への参加不可
- ①利用日の7日前午後3時までに市へ連絡を行わず、優先利用枠を予約チームと異なる委員会に加入する別のチームが球場を利用した場合
 - ②委員会加入申請事項の虚偽が第10条の通知（加入通知）後に判明した場合
- 合
- ③6か月間、利用枠を1度も利用しなかった場合（当該期間に関わる利用調整会議に参加しなかった場合及び抽選会に参加した結果、利用枠を予約できなかった場合を除く）
 - ④チーム所属メンバーが「ふれあいネット」利用規約における禁止事項への抵触に関与した場合
 - ⑤上丸子天神町第3球場以外で硬式球を利用した場合

1 1 禁止事項内「特段の理由」について

前の禁止事項①内の「特段の理由」については、次の理由が挙げられます。

（1）雨天及び雨天に伴う球場の水溜まり等のため

川崎市防災気象情報内の「田園調布・下」の雨量計で降雨が測定された日及び、その翌日（上丸子天神町第1球場に限り翌々日まで）は適切なグラウンド状況ではない事から、利用しなくても構いません。また、利用していない場合、球場使用料の支払いも不要です。

（2）猛暑による熱中症予防のため

- ①「熱中症警戒アラート」又は「熱中症特別警戒アラート」が施設利用日に神奈川県で発表されている場合
- ②利用日前日又は当日に発表された暑さ指数観測地点「横浜」における利用日の暑さ指数予測値が31度以上、又は利用日当日の暑さ指数実況値が31度以上
- ③若しくは②の条件を満たしており、利用日の3日後までに申し出を行った場合は利用しなくても構いません。また、利用していない場合、球場使用料の支払いも不要です。

（3）チームメンバーの体調不良のため

チームメンバー内で医療機関にかかる体調不良があった場合は、利用しなくても構いません。ただし、医療機関に係った資料等、客観的に証明できる資料をご提出ください。ただし、球場使用料はお支払いください。

（4）その他当課が判断する理由のため

その他、当課が判断する特定の理由の場合は利用しなくても構いません。

12 その他の留意事項

野球場施設の修繕等、養生期間が発生した場合は、一定期間利用を制限することがあります。（制限期間は決定した時点で各チーム代表者へお知らせします。）

＜問合せ先＞

建設緑政局みどりの管理課

TEL：044-200-2394

Mail：53mikan@city.kawasaki.jp